

第5章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」第46条の8第1項の規定に基づく、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の勧告(平成27年5月27日 20141201商第11号)は、以下のとおりである。

なお、同勧告に添付された新潟県知事意見及び長野県知事意見は「第4章 4-2-1 方法書について述べられた新潟県知事の意見」及び「第4章 4-2-2 方法書について述べられた長野県知事の意見」のとおりである。

経済産業省

20141201商第11号

平成27年5月27日

黒部川電力株式会社

代表取締役社長 荒井 行雄 殿

経済産業大臣 宮沢 洋一

黒部川電力株式会社「新姫川第六発電所建設計画環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成26年12月1日付けをもって届出のあった、新姫川第六発電所建設計画環境影響評価方法書について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされることを確保するため、別紙に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施することを求める。

また、電気事業法第46条の7第1項の規定に基づく新潟県知事及び長野県知事からの意見は、別添のとおりである。

(別紙)

調査、予測及び評価の手法について

1. 減水区間に生息する魚類及び底生生物を適切に調査するため、必要に応じて当該区間における調査地点を追加するとともに、渇水期においても調査を実施すること。
2. 減水区間において、水質の変化に影響を及ぼす規模の河川の流入がある場合は、必要に応じてその合流点を水質の調査地点として追加すること。ただし、現地の状況により、当該地点での調査が困難な場合には、これに準じる地点とすること。